

発議第 5 号

福祉・介護、保育などケア労働者の抜本的な処遇改善を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 8 日提出

提出者	松伏町議会議員	平	野	千	穂
賛成者	松伏町議会議員	吉	田	俊	一
賛成者	松伏町議会議員	福	井	和	義

松伏町議会議長 増 田 等 様

福祉・介護、保育などケア労働者の抜本的な処遇改善を求める意見書

介護職員や保育士、障害福祉職員などケア労働に携わる労働者の平均給与は全産業平均より「月10万円低い」状況におかれるなど劣悪な労働条件が長らく放置され、現場は慢性的な人手不足に苦しんでいます。特に介護職は離職者も多く、慢性的な人手不足が大問題となり、福祉・介護職員の処遇改善臨時特例交付金で2022年2月から前倒しで収入を3%（平均月額9千円程度）引き上げる予算が計上されました。また、保育士や学童保育支援員についても、「1人当たり月額平均9千円の賃金引き上げに相当する額」が予算化されました。

しかし、保育士等は国の配置基準より多くの職員が配置されているために1人月額9千円の引き上げとはなりません。また、国の全額負担は22年2月から9月までで、10月以降については交付税で措置されるとはいえ国だけでなく県や市町村も財源を負担することになっています。

さらに、介護職員への引上げの10月以降の財源は、臨時の介護報酬改定を行う方針が示されていますが、それでは利用者・被保険者などの負担増につながる懸念があります。

介護や保育、学童保育、障害者福祉などのケア労働者は、コロナ禍で人命を守り、勤労者の生活を支えるかけがえのない役割を果たしており、専門職に相応しい待遇改善は待ったなしの課題です。

よって国においては、ケア労働に携わる労働者の人員配置基準の改善、給料や手当の引き上げなどの抜本的な処遇改善を全額国の負担で実施するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様
厚生労働大臣	後藤茂之様